

鳥取縣公報

縣令

昭和二十二年五月二日
外 號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格ノA列

◇鳥取縣令第四十九號

昭和十六年六月鳥取縣令第二十八號あべまき樹皮検査規則はこれを廢止する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣令第五十號

昭和十四年十月鳥取縣令第三十五號用材検査規則はこれを廢止する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣令第五十一號

昭和二十一年十一月鳥取縣令第八十五號鳥取縣木材配給統制規則施行細則はこれを廢止する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣令第五十二號

昭和八年七月鳥取縣令第二十一號林産物検査手数料規則はこれを廢止する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣令第五十三號

昭和十三年八月鳥取縣令第三十七號臨時農村負債處理法施行細則は昭和二十二年五月二日限りこれを廢止する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣令第五十四號

大正四年四月鳥取縣令第十五號鳥取縣立農事試驗場規程

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當リ)

昭和二十二年五月二日

昭和四年四月十五日

を次のように改正し、公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年五月二日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治
第二條中「地方技官」を「技師」に「地方事務官」を「主事」に改める。

第四條中「地方技官」を「技師」に改める。
第五條中「地方事務官」を「主事」に改める。

◇鳥取縣令第五十九號
左の縣令はこれを廢止する。

昭和二十二年五月二日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和十三年四月 鳥取縣令第十二號 自作農創設維持獎勵規程

昭和十九年六月 鳥取縣令第五十號 自作農創設促進報獎規程

◇鳥取縣令第五十八號
昭和二年鳥取縣令第十三號(縣費支辨待遇職員及縣吏員死亡給與金規則)は、これを廢止する。

昭和二十二年五月二日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣令第五十一號
大正六年鳥取縣令第三十五號五倍子取締規則はこれを廢止する。

昭和二十二年五月二日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣令第六十一號
昭和二十一年鳥取縣令第八十四號奧地林開發林道開設事業施行規則はこれを廢止する。

昭和二十二年五月二日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣令第六十二號
左の縣令はこれを廢止する。

昭和二十二年五月二日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

大正十年六月 鳥取縣令第三十八號 公有林野分收造林規程

昭和十七年十月 同第七十三號 民有林野造林補助規程

昭和十八年一月 同第三號 森林組合技術員設置補助規程

昭和二十年二月 同第五號 公有造林補助規程

昭和二十二年五月二日印刷
昭和二十二年五月二日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣公報發行所
電話 〇〇〇〇

鳥取縣公報

縣令

昭和二十二年五月二日 號

外 金 曜 日

本報ノ大キヤハ決定規程5A例

◇鳥取縣令第五十四號

昭和十四年十月鳥取縣令第三十六號木炭檢査規則はこれを廢止する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣令第五十五號

つぎの縣令は昭和二十二年五月二日限りこれを廢止する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

大正十二年四月鳥取縣令第二十四號工場法施行細則

昭和二十二年七月同 第五十五號工場附屬寄宿舎規則

同 十年十月同 第四十五號汽罐取締令施行細則

同 十二年十月同 第四十四號原動機取締規則

同 十三年六月同 第三十一號工場危害豫防及衛生規則施行細則

同 十月同 第四十八號商店法第四條第一項ニ依ル期間並ニ地域ニ依ル提出スベキ書類ニ關スル件

◇鳥取縣令第五十六號

昭和二十一年十月鳥取縣令第六十一號露天營業取締規則を次のように改める。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二條中「出店地(移動露店は住所)所轄警察署長(以下警察署長と稱す)」とあるを「知事」に、別記様式の「何警察署長」を「知事」に夫々改める。

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當リ)

昭和二十二年五月二日

昭和二十二年五月十五日

第三種郵便物認可

第三條、第五條、第六條中「警察署長」とあるを「知事」に改める。

第六條中「又は警察署長」を削る。

第八條を次のように改める。

營業者は組合を設立することができる。

前項の規定により組合を設立したときは、組合規約及び役員を知事に届出ねばならない。

第九條を削る。

附 則

この規則は昭和二十二年五月三日からこれを施行する。

この規則によつて知事に許可をうけ又は届出をしようとするものは、その出店地(移動露店は住所地)の所轄地方事務所長、鳥取市、米子市にありては岩美地方事務所長たる地方事務所官、西伯地方事務所長たる地方事務所官を夫々經由しなければならない。
地方事務所長又は地方事務所長たる地方事務所官は、その輕易なものについては許可若しくは届出について専決處分ができる。

昭和二十二年五月二日印刷
昭和二十二年五月二日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

鳥取縣鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町

鳥取縣公報

縣令

昭和二十二年五月二日 外 金曜日

本報ノ大キサハ規定通りナリ

鳥取縣令第五十七號

昭和十八年十一月鳥取縣令第六十五號（農地障害木取締規則）はこれを廢止する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣令第五十八號

昭和八年三月鳥取縣令第三號市街地建築物法施行細則の一部を次のように改め公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第四條中「妻ナルトキハ其ノ夫」を削る。

鳥取縣令第五十九號

昭和二十二年五月鳥取縣令第三十七號飲食店營業規則の一部を次のように改め昭和二十二年五月三日からこれを施行する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二條中「所轄警察署長」を「知事」に改める。

第四條 知事ハ衛生上必要アリト認ムル場合ハ取締上必要ナル事項ヲ命ズルコトアルベシ

所轄警察署長ハ公安風俗上必要アリト認ムル場合ハ取締上必要ナル事項ヲ命ズルコトアルベシ

第五條中「所轄警察署長」を「知事」に改める。

第六條但書中「土地ノ狀況」の次の「又ハ」を削り「營業ノ狀態」の次に「又ハ建築物ノ構造」を加え「所轄警察署長」を「知事」に改める。

同條第二號中「不滲透質材料ヲ以テ」の次に「排水ヲ充

足ル材料ヲ用テ」を加へ「排水ヲ充

鳥取縣公報 毎週日發行（休日ニ當ル）

昭和二十二年五月二日

昭和四年四月十五日

第三種郵便物認可

分ナラシムル如ク」を加え第三號の次の事項を加える。
四、調理場へ隔壁其ノ他ノ方法ニヨリ他ヨリ區別スル
コト

五、調理場ニハ上水又ハ飲用ニ適スル水ヲ充分ニ供給
スルコト

六、調理場ニハ有蓋且充分ナル容量ヲ有スル廢棄物容
器及其ノ運搬具ヲ備フルコト

第七條中「營業所々轄警察署長」及び「所轄警察署長」
を「知事」に改める。

第八條第一號

一、客ニ供スル飲食物用器具ハ一客毎ニ清淨ナル湯又
ハ水ヲ以テ洗滌シタル清潔ナルモノヲ用ウルコト
第一號の次に次の二號を加え第二號を第四號とし以下順
次繰下げる。

二、飲食物用器具ヲ拭淨スル布片ハ白布ヲ用ヒ且臺布
巾又ハ雑巾ノ類ト區別シテ常ニ清潔ヲ保持シ時時煮
沸其ノ他ノ消毒ヲナスコト

三、飲食物又ハソノ器具類ノ取扱ニ從事スルトキハ身

体被服ヲ清潔ニシ且指爪ハ常ニ短剪スルコト
第十條削除

第十一條第二項中「第七條第九條及第十條」を「第七條
及第九條」に改める。

附 則

この縣令施行の際現に所轄警察署長の許可を受けて營業
中のものは、この縣令によつて知事の許可を受けたもの
とみなす。

この縣令によつて知事に提出する書類は營業所々在地の
市町村長を經由しなければならぬ。

鳥取縣令第六十號

昭和六年四月鳥取縣令第三十四號清涼飲料水營業取締規
則施行細則中次のように改め昭和二十二年五月三日から
これを施行する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條中「認可」を「許可」に改める

第十三條中「警察官吏又ハ」削除

第十六條乃至第二十條を削除する
第二十一條中「所轄警察署」を「市町村役場」に改める

鳥取縣令第六十一號

明治三十三年八月鳥取縣令第三十一號冰雪營業取締規則
施行細則中次のように改め昭和二十二年五月三日からこ
れを施行する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條中「族稱」を削り「當廳」を「知事」に改め「年
齡」を「生年月日」に改める。

第二條本文中「所轄警察署長」を「知事」に改め同條第
一號中「族稱」を削り「年齢」を「生年月日」に改める。

同條第四號中「所轄警察官署」を「市町村長」に改める。
第三條中「所轄警察官署」を「市町村長」に改める。

第四條第一條第二號乃至第六號の事項を變更せんとする
とき又は第二條第二號乃至第四號の事項を變更せんと
するときは知事の認可を受くへし。

第十一條冰雪營業者廢業したるときは三日以内に採取製

造營業者並びに卸賣營業者は知事に冰雪請賣業者は市
町村長に其の旨届出すへし、但し死亡したるときは戸
籍法による届出義務者よりこれを爲すへし。

第十二條中「縣廳」を「知事」に「所轄警察署」を「市
町村長」に改める。

附 則

昭和十四年十二月鳥取縣令第四十九號明治三十三年七月
縣令第二十六號飲食物其の他物品取締に關し違反物件處
分方の件はこれを廢止する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣令第六十二號

昭和十四年十二月鳥取縣令第四十九號明治三十三年七月
縣令第二十六號飲食物其の他物品取締に關し違反物件處
分方の件はこれを廢止する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條中「認可」を「許可」に改める

第十三條中「警察官吏又ハ」削除

鳥取縣令第六十三號

昭和十年八月鳥取縣令第三十七號游泳場取締規則中次の
ように改め昭和二十二年五月三日からこれを施行する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第四條中「所轄警察署長」を「知事」に改める。

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00917

第十一條乃至第十三條削除
 第十四條中「所轄警察署長」を「知事」に改め同條第一
 號中「醫師を指定し」を削る。
 第十九條中「所轄警察署」を「當該市町村役場」に改める。

鳥取縣令第六十四號

昭和十七年八月鳥取縣令第六十四號妊娠産婦手帳規定施行
 細則の一部を次のように改め昭和二十二年五月三日から
 これを施行する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第三條に規定する「別記第一號様式」を次のように改める。

注 一、本屆書ハ居住地ノ市町村長ニ提出スヘシ
 意 二、×印ノ所ハ醫師又ハ産婆ニシテ診断ノ際記入添
 印ノ上妊娠又ハ世帯主ニ交付スルモノトス

三、妊娠ハコノ屆書ヲ市町村長ニ提出スルトキハ醫
 師ニ血液採取ヲシテモラヒ最寄細菌検査所(鳥取、
 米子、倉吉)ニテ「ワツセルマン」皮應検査ヲ受
 ケ其ノ成績ノ記載ヲ受ケルコト

四、市町村長ハ本屆書ヲ受理シタル時ハ妊娠手帳ニ 所定ノ事項ヲ記入シテ交付スルコト	
妊婦氏名	姓 婦 届
年月日	市 町 大字
居住地	郡 村 大字
世帯主氏名	職業
出産年月日	上記ノ通リ認ム
×診察ノ時昭和 年 月 日	市 町 村
×妊娠月數妊娠第 月 日	氏名(醫師、産婆)
ワツセルマン	
反應成績	
備考	
右 届 出 候 也	
昭和 年 月 日	妊 婦 氏 名
鳥取縣知事 殿	

鳥取縣令第六十五號

明治三十二年十一月鳥取縣令第六十號胞衣埋沒取締規

00918

則の一部を次のように改め昭和二十二年五月三日から
 これを施行する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二條中「所轄警察官署」を「知事」に改める。
 第五條中「所轄警察官署」を「知事」に改め「帳簿」を
 削る。

鳥取縣令第六十六號

明治二十五年六月鳥取縣令第四十九號墓地及埋火葬取締
 細則の一部を次のように改め昭和二十二年五月三日から
 これを施行する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第三條中「ノ奥印ヲ受ケ所轄警察署」を削る。
 第四條中「ノ奥印ヲ受ケ所轄警察署」を削る。
 第四條ノ二中「所轄警察官署」を「所轄市長村長」に改
 める。

第十一條中「所轄警察署」を「届出許可ヲ受ケベシ」を「知

事ニ届出ツヘシ」に改め但書を削る。

第十六條「改葬セントスルトキハ其ノ理由ヲ詳記シ市町
 村長ニ願イ出テ認可ヲ受ケタル後ニ非ラザレバ改葬ス
 ルコトヲ得ズ

改葬ノ際ハ相當ノ消毒ヲ行フベシ

第十八條 瘞穴ハ深サ六尺以上ニ掘鑿スベシ

第二十一條中「所轄警察署並ニ」を削る

第二十九條中「警察官吏」を「當該官公吏」に改める

鳥取縣令第六十七號

大正十五年九月鳥取縣令第二百二十二號傳染病豫防法施行
 細則の一部を次のように改め昭和二十二年五月三日から
 これを施行する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第三條中「警察官吏及」を削る。
 第四條第一項中「所轄警察署」を「住所地ノ市町村長」
 に「警察官吏」と「市町村長」に改め同第二項中「警
 察署長」を削る。

00916

第五條第五項中「警察官吏」を削る。

第六條第二項中「警察署長ノ許可」を「保健所長ノ承認」に改める。

第十一條第二項中「警察官吏」を「市町村長」に改める。
第二十三條第一項中「組織ス」を「組織スルコトヲ得」に改める。

第二十四條削除

第二十五條中「組合及聯合會ハ規約ヲ定メ組合ニ在リテハ所轄警察署長聯合會ニ在リテハ」を「組合規約ヲ定メタルトキハ」に改める。

第二十六條第一項中「及聯合會」を削る。

鳥取縣令第六十八號

昭和七年七月鳥取縣令第三十五號市町村傳染病豫防費補助規程の一部を次のように改め昭和二十二年五月三日からこれを施行する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第九條中「所轄警察署」を「保健所」に改める。

第十條中「警察署長」を「保健所長」に改める。

鳥取縣令第六十九號

昭和九年十月鳥取縣令第四十四號寄生虫病豫防法施行規則の一部を次のように改め昭和二十二年五月三日からこれを施行する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第四條第二項

事故ノ爲メ前項ノ診療ヲ受クルコト能ハザルトキハ豫メ保健所長ニ届出スベシ

第五條第一項中「所轄警察署長」を「保健所長」に同條但書中「所轄警察署長」を「知事」に改める。

第六條中「所轄警察署長」を「保健所長」に改める。

第七條中「所轄警察署長」を「知事」に改める。

第八條中「警察署長」を「保健所長」に改める。

第十四條中「所轄警察署長」を「所管保健所長」に改める。

鳥取縣令第七十號

明治三十六年七月鳥取縣令第二十號(明治三十五年(三月)内務省令第九號健全證書交付手續による健全證書の交付申請書の件)はこれを廢止する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣令第七十一號

昭和十二年十一月鳥取縣令第四十九號「トラホーム」豫防法施行細則の一部を次のように改め昭和二十二年五月三日からこれを施行する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第十條中「所轄警察署長」を「知事」に「ヲ得」を「ア」に改める。
第十八條削除

鳥取縣令第七十二號

昭和九年四月鳥取縣令第十四號地方病豫防規程の一部を次のように改め昭和二十二年五月三日からこれを施行す

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二條及び第三條中「所轄警察署長又ハ市町村長」を「所管保健所長又ハ市町村長」に改める。

鳥取縣令第七十三號

大正十四年七月鳥取縣令第三十八號理髮營業取締規則の一部を次のように改め昭和二十二年五月三日からこれを施行する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二條中「所轄警察署ヲ經由シ」及び同條第二項を削り第四項中「所轄警察署長」を「知事」に改める。
第二條ノ二ノ理髮營業者ハ頭髮ヲ剃剪スル業務ト結髮業務、電髮(パーマネント)トヲ兼ヌルコトヲ得ズ」の次に「但シ頭髮ヲ剃剪スル業務ヲオス者ニシテ男子ノ

ニ行フ電髮(パーマネント)ニ付テハ此ノ限リニ非

第四條中「所轄警察署ヲ經由シ」を削る。
 第六條中「所轄警察署ヲ經由シ」を削る。
 第八條中「所轄警察署」を「知事」に改める。
 第十條中「警察署長」を「知事」に改める。
 第十一條中「免許鑑札ヲ添付」の次に「シ」を加え「所轄警察署ヲ經由」を削る。
 第十二條第一項中「規定」を「標準」に改める。
 同條第一項第四號中「警察署長」を「知事」に改める。
 第十三條中「所轄警察署」を「知事」に改める。
 第十四條中「所轄警察署」を「知事」に改める。
 第十五條第一項中「左ノ方法ニヨリ」を「嚴重ナル」に改める。
 同條第一項中一號乃至六號を削り第二項を次の通り改める。
 「消毒ニ用フル藥液ニシテ汚濁シ又ハ變質セルモノヲ使用スベカラズ」
 第十六條第一項第二十二號中「警察署長」を「知事」に改める。

第十七條中「警察官吏又ハ衛生技術員」を「當該官公吏」に改める。
 第十八條 營業者ハ組合ヲ設ケルコトヲ得
 第十九條 削除
 第二十條 削除
 第二十一條中「組合ノ規約ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ」を「組合ヲ設ケタルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル規約ヲ添テ十日以内ニ知事ニ届出ツベシ、變更シタルトキ亦同シ」に改める。
 同條第一項第六號を削除する。
 第二十二條「組合ヲ設ケ役員ヲ選任シタルトキハ役員ノ住所氏名ヲ十日以内ニ知事ニ届出ツベシ、コレヲ變更シタルトキ亦同シ」
 第二十三條 削除
 第二十七條中「戸主」を削り「就テハ」の次に「其ノ營業ニ従事スル」を加える。
 第三十條中「第十八條、第十九條」を削る。
 第三十一條中「所轄警察署ヲ經由シ」を削る。

00922

◇鳥取縣令第七十四號
 昭和二十二年五月二日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 昭和二十一年十二月鳥取縣令第八十七號宿屋營業規則の一部を次のように改め昭和二十二年五月三日からこれを施行する。

第二條中「所轄警察官署」を「知事」に改める。
 第三條中「所轄警察官署」を「知事」に改める。
 第五條第一項第二項中「所轄警察官署」を「知事」に改める。
 第七條第一項第二項中「所轄警察官署」を「知事」に改める。
 第九條第一項第九號中「所轄警察署長」を「知事」に改める。
 第十條第一項中「四宿泊入法定傳染病ニ罹リ若ハ其ノ疑アルトキ」を削る。
 第十四條ノ二第一項中「所轄警察署長」を「知事」に改める。

第十四條ノ四中「知事」を削り「所轄警察署長」を「知事」に改める。
 第十六條ノ二中「但シ營業者無能力者ナルトキハ法定代理人其ノ責ニ任ズ」を削る。

◇鳥取縣令第七十五號
 大正十年二月鳥取縣令第五號湯屋營業取締規則の一部を次のように改め昭和二十二年五月三日からこれを施行する。
 昭和二十二年五月二日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 第二條第一項中「所轄警察官署」を「知事」に改める。
 第四條中「所轄警察官署」を「知事」に改める。
 第七條中「所轄警察官署」を「知事」に改める。
 第八條第二項中「所轄警察官署」を「知事」に改める。
 第十條第一項第二號中「所轄警察官署」を「知事」に改める。
 第十四條中第二項を削る。
 第十五條中「所轄警察官署」を「知事」に改める。

第十七條第一項中「所轄警察官署」を「知事」に改める。
 第十八條 營業者ハ適當ノ區域ニヨリ組合ヲ設ケルコトヲ得
 組合ヲ設ケタルホキハ規約ヲ定メテ知事ニ届出ツベシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ
 第二十條削除
 第二十一條中「其ノ代理人、戶主」を「其ノ營業ニ従事スル」に改める。

訓令

鳥取縣訓令第十八號

警察署長

昭和六年四月鳥取縣訓令第六十二號消飲水營業取締規程はこれを廢止する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西尾愛治

鳥取縣訓令第十九號

警察署長

明治三十三年七月鳥取縣訓令第七十二號飲食物其の他の物品取締に關する物品收去證様式はこれを廢止する。
 昭和二十二年五月二日
 鳥取縣知事 西尾愛治
 鳥取縣訓令第二十號
 市町村長
 昭和十七年八月鳥取縣訓令甲第二十五號の一部を次のように改め昭和二十二年五月三日からこれを施行する。
 昭和二十二年五月二日
 鳥取縣知事 西尾愛治
 第三條ノニ 市町村長へ前條ノ届出ラシタルキワツセルマン反應楊性ノ妊婦ニ治療ノ指導ヲ行フベシ
 鳥取縣訓令甲第二十一號
 警察署長
 市町村長
 明治二十五年六月鳥取縣訓令第百一號墓地及埋葬取締規則執行心得の一部を次のように改め公布の日からこれを

施行する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西尾愛治

第五條中「警察部長」を「知事」に改める。
 第六條 細則第九條第二十七條ノ掃除修繕ヲ怠ル者ナキヨウ指導督勵スベシ

第八條中「第一號様式ニ準シ」を削り「認許證ヲ付與」の次に「スルト同時ニ知事ニ報告」を加える。

第十條 細則第十四條ニヨリ引取人ナキ死者ヲ假埋葬スルトキハ墓籍登錄ニ必要ノ事項ヲ具シ豫メ墓地管理者ニ通知スヘシ

第十三條中「警察署分署」を「市町村」に改める。
 第十四條 墓地及火葬場原簿ヲ備ヘ置キ異動ノ都度手入ラスベシ

鳥取縣訓令甲第二十二號

警察署長 市町村長

大正十五年九月鳥取縣訓令甲第八十八號傳染病豫防法施行手續の一部を次のように改める。
 昭和二十二年五月二日
 鳥取縣知事 西尾愛治

第一條中「警察署長」を削る。
 第三條第一項及び第二項中「警察署長」を削る。
 第四條第一項中「警察官吏」を削る。
 第六條中「警察署長」を「保健所長」に改める。
 第七條中「警察署長」を削る。
 第十條中「警察署長」を「保健所長」に改める。
 第十一條中「警察署長」を「保健所長」に改める。
 第十二條第一項第一號中「二圓」を「十圓」に同第二號中「五圓」を「三十圓」に同第三號を「保健婦及看護婦履給ニツイテハ知事ノ認可シタル額ソノ他ノ諸層人夫給一日二十五圓以内」に同第六號中「一圓」を「五圓」に改める。
 第十三條第一項第一號中「四十錢」を「三圓」に同第二號中「三合以内但シ十年未満ハ二合以内」を「所定ノ

00925

配給量以内」に同第三號中「五合以内但シ十年未満ハ三合以内」を「所定配給量以内」に同第四號中「四圓」を「知事ノ認可シタル額」に同號但書中「一圓五十錢」を「七圓」に第五號中「二十五錢」を「二圓」に同號但書中「十二錢」を「一圓」に改める。
第十七條中「警察官吏」を「市町村吏員」に改める。
第二十條中「市長ハ直チニ町村長ハ警察署長ヲ經由シ」を削る。

第二十二條削除

第二十三條第一項中「及聯合會」及び第二項中「聯合會長ニ聯合會長ハ」を削る。

鳥取縣訓令甲第二十三號

警察署長
保健所長
市町村長

昭和九年十月鳥取縣訓令甲第十五號寄生蟲病豫防法施行手續の一部を次のように改める。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
第一條 保健所長寄生蟲病豫防法施行細則(以下單ニ細則ト稱ス) 第四條第二項ノ届出ヲ受理シタルトキハ事實調査ノ上疾病其ノ他已ムヲ得ザルノ事故ニ因ルモノト認めタルトキハ更ニ期日ヲ指定シテ診療ヲ受ケシムヘシ
第二條削除
第三條中「警察署長」を「保健所長」に改める。
第四條中「警察署長」を「保健所長」に「警察部長ニ稟議ノ上許可ヲ決定」を「知事ニ進達」に改める。
第五條中「警察署長」を「保健所長」に「ヲ許可スヘシ」を「セシムベシ」に改め同第二項中「ノ許可ヲ爲シ」を「ニヨリ使用セシメ」に「警察部長」を「知事」に改める。
第六條中「警察署長」を「保健所長」に改める。
第七條中「警察署」を「保健所」に改める。
第八條中「警察署長」を「保健所長」に改める。
第九條中「警察署長」を「保健所長」に「警察部長」を

00926

「知事」に改める。

第十一條中「警察署長」を「保健所長」に改める。

鳥取縣訓令甲第二十四號

警察署長
保健所長
市町村長
學校長

昭和十二年十一月鳥取縣訓令甲第二十號「トラホーム」豫防法施行細則取扱手續の一部を次のように改める。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二條第一號中「警察署長」を「保健所長」に改める。

第四條中「警察署長」を「保健所長」に改める。

第五條第六條中「警察署長」を「保健所長」に改める。

第九條削除

第十條中「警察署長」を「市町村長」に改める。

第十三條及び第十四條中「所轄警察署」を「所管保健所」に改める。

第十五條中「警察署長」を「保健所長」に改める。

鳥取縣訓令甲第二十五號

警察署長
保健所長
市町村長

昭和九年四月鳥取縣訓令甲第五號地方病豫防規程施行手續の一部を次のように改める。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條中「警察署長」を「保健所長」に改める。

第三條中「警察署長」を「保健所長」に「警察部長」を「知事」に改める。

第四條中「警察署長」を「保健所長」に「警察部長」を「知事」に改める。

鳥取縣訓令甲第二十六號

警察署長
保健所長
市町村長

明治三十一年一月鳥取縣訓令第八號衛生組合ニ於テ定ム

ル規約ノ標準はこれを廢止する
昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西尾 愛治

鳥取縣訓令甲第二十八號

警察部長
警察署長
市町村長

火災警報發令規程を次のように定め公布の日からこれを施行し昭和二十年一月鳥取縣訓令甲第一號火災警報取扱規程はこれを廢止する。

昭和二十二年五月二日

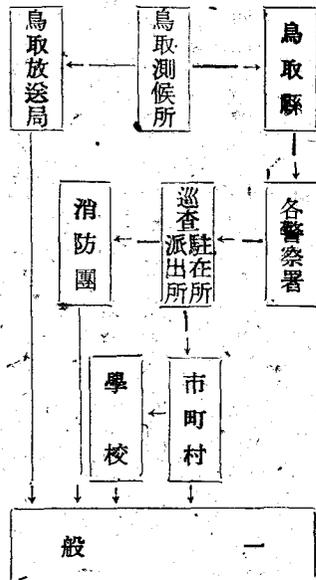
鳥取縣知事 西尾 愛治

火災警報發令規程

一、警報の種類

警報別	發令條件
火災警報	1. 實効濕度七〇%以下、最低濕度四五%以下にして風速五米以上なる見込のとき。 2. 風速七米以上となる見込のとき。
特別火災警報	1. 實効濕度六〇%以下、最低濕度三五%以下にして風速七米以上となる見込のとき。 2. 風速十米以上又は十米以上となる見込のとき。

二、發令者並に警報傳達の系統
鳥取測候所よりの通報により鳥取縣に於て發令するものとす。
その傳達系統左の如し。



三、警報傳達の方法

消防信號によるものとす。

四、警報受領と同時に實施すべき事項

○火災警報發令の場合

(一) 警察署消防團自体に於て行うべき事項

- 1 人員、水利の点檢充實
 - 2 機械器具の点檢整備
 - 3 通信機能の点檢補修
 - 4 出場路線の調査
- (二) 一般に對し實施を指導すべき事項
- 1 防火用水の補給充實
 - 2 屋外焚火の禁止懲處(含火入等)

○特別火災警報發令の場合

(一) 警察署消防團自体に於て行うべき事項

- 1 4 同上
 - 5 火元檢査の實施
 - 6 夜警の實施
 - 7 非番在宅待命
- (二) 一般に對し實施を指導すべき事項
- 1 2 同上
 - 3 初期防火及び飛火警戒に必要な器具の整備
 - 4 屋外禁煙の懲處
 - 5 著しく火の粉を發散する藁、鉋屑、鋸屑、紙、羊齒草、油ボロ等の燻火その他使用禁止懲處

鳥取縣公報

縣令

昭和二十二年五月二日

金曜日

外

◇鳥取縣令第七十六號

次の縣令は昭和二十二年五月二日限りこれを廢止する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西、尾 愛 治

大正五年三月鳥取縣令第十號礦物竝砂鑛ヲ製煉スル者報告方

昭和十三年五月鳥取縣令第十四號重要工業品取締規則

昭和十四年八月鳥取縣令第九號鳥取縣機械器具檢査規則

昭和十六年六月鳥取縣令第三十一號砂糖配給統制規則施行細則

行細則

昭和十七年九月鳥取縣令第六十六號物資配給等取締規則

明治二十六年十二月鳥取縣令第五十六號銀行竝貯蓄銀行出張所代理店ニ關スル取扱方

大正元年八月鳥取縣令第三號博覽會共進會品評會其ノ他報告規程

大正六年四月鳥取縣令第二十一號産業ニ關スル共進會品評會褒賞授與規則

◇鳥取縣令第七十七號

昭和二年三月鳥取縣令第十二號度量衡取締規則を次のように改め昭和二十二年五月三日からこれを施行する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第十三條を削る。

鳥取縣公報

縣令

昭和二十二年五月二日
外 金 曜 日
號

◇鳥取縣令第七十八號
次の縣令はこれを廢止する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

明治三十八年二月 縣令第四號 牛籍規則

大正三年三月 同 第五號 續駒賣買取締規則

同 八年八月 同 第三十三號 馬匹組合財務規程

同 十四年一月 同 第一號 種牡豚検査規則

昭和二年四月 同 第二十三號 縣有種牡牛貸付規則

同 十年八月 同 第三十四號 續生産検査規則

同 十八年二月 同 第十六號 馬事振興補助規則

同 二十年五月 同 第十九號 種鷄統制規則

同 二十年六月 同 第二十四號 養蜂取締規則

◇鳥取縣令第七十九號

昭和二十一年十二月鳥取縣令第九十六號國民醫療法施行細則を次のように改め昭和二十二年五月三日からこれを施行する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條 削除

◇鳥取縣令第八十號

明治四十一年八月鳥取縣令第四十九號悪臭肥料取締規則を次のように改め昭和二十二年五月三日からこれを施行する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第三條中「警察官署」を「知事」に改める。

本報ノ大キキハ國定額ニ依リ

第四條第六號中但書を削る。
第五條中「西伯郡」を削り「所轄警察官署」を「當該市町村役場」に改める。

◇鳥取縣令第八十一號

昭和十六年九月鳥取縣令第四十四號保健婦規則施行細則を次のように改め昭和二十二年五月三日からこれを施行する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二條 創除

第五條中第二項を削る。

第八條第一項中「所轄警察署長の對照あるを要す」を削る。

◇鳥取縣令第八十二號

昭和六年三月鳥取縣令第二十號產婆規則施行細則を次のように改め昭和二十二年五月三日からこれを施行する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第十一條中「所轄警察署の區域に依り產婆會を設くべし但し土地の狀況により警察署を通して之を設くる事を得」を「產婆會を設くることを得」に改める。

第十三條中「知事の認可を受くべし」を「知事に届出べし」に改める。

第十四條中第八號を削る。

第十五條創除

第十九條中「知事に於て必要と認むる時は產婆會又は連合產婆會の役員の改任會則の變更を命し又は」を「知事は產婆會又は連合會の」に改める。

第二十條中「知事に提出すべき願届は所轄警察署產婆會にありては事務所々在地を管轄する警察署を経由すべき。連合會並縣外居住者にありては」を「提出すべき願届は直接知事に提出すべし」に改める。

第二十二條中第八號を削る。

◇鳥取縣令第八十三號

明治四十五年六月鳥取縣令第三十八號按摩術營業取締規則施行細則を次のように改め昭和二十二年五月三日から

これを施行する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第十一條中「警察署」を「知事」に改める。

第十三條中「認可を受くべし」を「届出べし」に改める。

◇鳥取縣令第八十四號

明治四十五年六月鳥取縣令第三十七號銃術、灸術營業取締規則施行細則を次のように改め昭和二十二年五月三日からこれを施行する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第十三條中「警察官署」を「知事」に改める。

第十五條中「認可を受くべし」を「届出べし」に改める。

◇鳥取縣令第八十五號

昭和十二年三月鳥取縣令第五號醫業類似行為取締規則を次のように改め昭和二十二年五月三日からこれを施行する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第三條 創除

第九條中「所轄警察署」を「保健所長」に改める。

第十條中「所轄警察署長」を「保健所長」に改める。

第三項を次のように改める。

「轉居其他の事由に依り管轄を異にしたる場合は其の都度第一項に定むる名簿に後の業務所を管轄する保健所長の検印を受くべし」

第十一條中「所轄警察署長」を「保健所長」に改める。

第十六條第二項第八號「所轄警察署長」を「知事」に改める。

第十九條中「所轄警察署長」を「知事」に、「ヲ得」を「アルベシ」に改める。

「アルベシ」に改める。

第二十條中「所轄警察署長」を「知事」に「ヲ得」を「アルベシ」に改める。

第二十二條中「所轄警察署長」を「知事」に「ヲ得」を「アルベシ」に改める。

第二十四條 削除

「所轄警察署長」を「知事」に改める。

鳥取縣令第八十六號

昭和十年十二月鳥取縣令第四十八號賣藥部外品免許其の他の手数料徴收規程を「醫藥部外品免許其の他の手数料徴收規程」と改稱、同徴收規程中次のように改め昭和二十二年五月三日からこれを施行する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條中「賣藥部外品」を「醫藥部外品」に改める。

第七條中「所轄警察署」を「住所地市町村役場」に「警察署長」を「市町村長」に改める。

鳥取縣令第八十七號

昭和九年八月鳥取縣令第三十八號賣藥部外品取縮規則施行細則を「醫藥部外品取縮規則施行細則」と改稱、同細則を次のように改め昭和二十二年五月三日からこれを施行する。

行する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條中「賣藥部外品取縮規則」を「醫藥部外品取縮規則」に「所轄警察署」を「市町村役場」に改める。

第二條中「妻ナルトキハ夫」を削る。

第三條中「賣藥部外品」を「醫藥部外品」に改める。

別紙雛形中「賣藥部外品免許證」を「醫藥部外品免許證」に「右賣藥部外品」を「醫藥部外品」に改める。

同雛形中「賣藥部外品發賣商」を「醫藥部外品發賣商」に改める。

鳥取縣令第八十八號

昭和十五年四月鳥取縣令第三十七號防毒資材取縮規則施行細則を次のように改め昭和二十二年五月三日からこれを施行する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條中「管轄スル警察署長」を「市町村長」に改

記 11. 粉 72
心 止 00936

める。
第二條第一項中「妻ナルトキハ夫」及び第二項中「又ハ一夫」を削る。

鳥取縣令第八十九號

昭和七年十月鳥取縣令第十六號水道取縮規則を次のように改め昭和二十二年五月三日からこれを施行する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第十七條 削除

鳥取縣令第九十號

昭和七年八月鳥取縣令第三十六號有害遊娯具取縮規則を次のように改め昭和二十二年五月三日からこれを施行する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第三條中「警察官吏又ハ」を削る。

第五條中「所轄警察署」を「營業所々在地市町村役場」に改める。

鳥取縣令第九十一號

大正十一年十二月鳥取縣令第四十三號衛生試驗規程中「鳥取縣内務部」を「鳥取縣衛生課」に「内務部衛生課」を「衛生課」に改め昭和二十二年五月三日からこれを施行する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣令第九十二號

昭和三年九月鳥取縣令第五十六號鑛泉地區取縮規則を次のように改め昭和二十二年五月三日からこれを施行する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第七條「警察官吏」を「衛生官公吏」に改める。

第十一條乃至第十三條を削る。

第十七條中「所轄警察署」を「市町村役場」に改める。

鳥取縣令第九十三號

明治三十二年十二月鳥取縣令第六十一號胞衣埋沒取縮規

則を次のように改め昭和二十二年五月三日からこれを施行する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二條中「所轄警察官署」を「市町村長を經由知事」に改める。

第五條中「所轄警察官署」を「市町村長」に改める。

○鳥取縣令第九十四號

昭和二十一年十月鳥取縣令第七十七號花柳病豫防法特例施行細則を次のように改め昭和二十二年五月三日からこれを施行する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第七條中「所轄警察署長」を「所轄保健所長」に改める。
第八條第五號中「所轄警察署長」を「所管保健所長」に改める。

第十條中「警察官吏若しくは」を削る。
第十二條中「所轄警察署長」を「所管保健所長又は診療

所長」に改める。

○鳥取縣令第九十五號

昭和七年六月鳥取縣令第三十一號狂犬病豫防規則を次のように改め昭和二十二年五月三日からこれを施行する。
昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

狂犬病豫防規則

第一條中「所轄警察署」を「市町村長」に改める。

第二條中「所轄警察署」を「市町村長」に改める。

第三條中「最寄警察署」を「市町村長」に改める。

第五條中「警察官吏」を「當該官吏」に改める。

第十條中「又は第六條第二項」を削る。

○鳥取縣令第九十六號

明治三十九年八月鳥取縣令第二十六號屠場法施行規則細則を次のように改め昭和二十二年五月三日からこれを施行する。
昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

屠場法施行規則細則

第一條中「所轄警察官署」を「市町村長」に「當廳」を

「知事」に改める。

第二條中「所轄警察官署」を「市町村長」に「當廳」を

「知事」に改める。

第五條中「所轄警察官署」を「市町村長」に「當廳」を

「知事」に改める。

第七條中「所轄警察官署」を「市町村長」に「當廳」を

「知事」に改める。

第八條中「所轄警察官署」を「知事」に改める。

第九條中「所轄警察署長」を「知事」に改め同條第二項

中「所轄警察署長」を「知事」に改める。

第九條末項(第三項)を削る。

第十六條中「所轄警察官署」を「知事」に改める。

第十七條中「所轄警察官署」を「知事」に改める。

第十八條中「所轄警察官署」を「知事」に改める。

第三十條 削除。

○鳥取縣令第九十七號

明治二十七年十月鳥取縣令第七十二號獸肉販賣取締規則を次のように改め昭和二十二年五月三日からこれを施行する。
昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

獸肉販賣取締規則

第一條中「所轄警察官署」願出免許證」を「知事」願出

免許」に改める。

第二條中「所轄警察官署」願出免許證」を「知事」許可

に改める。

第五條中「其ノ支店所轄警察官署」を「知事」に改める。

第六條中「免許證ヲ願ヘニ」を「許可證ヲ」に改める。

第十三條中「免許證面」を削り同「免許」を「又ハ許

可」に改め同「警察官署」を「知事」に同末項「免許

證」を「許可證」に改める。

第十四條 削除。

○鳥取縣令第九十八號

00939

昭和二十年一月鳥取縣令第一號牛乳營業取締規則施行規則を次のように改め昭和二十二年五月三日からこれを施行する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

牛乳營業取締規則施行細則

- 第二條中「所轄警察署長」を「市町村長」に改める。
- 第七條中「所轄警察署長」を「知事」に改め同條末項「所轄警察署長」を「知事」に改める。
- 第九條中「清潔方法」を「特別大清潔」に改め同「所轄警察署長」を「當該官吏」に改める。
- 第十條中「テ認可ヲ受ク」を「ヅ」に改める。
- 第十三條 削除。
- 第十八條 削除。
- 第二十六條 第十五號中「警察署長」を「市町村長」に改める。
- 第二十七條中「所轄警察署長」を「知事」に改める。
- 第二十八條中「所轄警察署長」を「市町村長」に改める。

- 第三十三條中「所轄警察署長」を「知事」に改める。
- 第四十三條中「拘留又ハ」を削る。
- 第四十五條中「拘留又ハ」を削る。

鳥取縣令第九十九號

明治二十八年八月鳥取縣令第五十二號養豚場取締規則を次のように改め昭和二十二年五月三日からこれを施行する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 第一條中「所轄警察署長」を「市町村長」に改める。
- 第二條中「所轄警察官署ニ願出免許」を「知事願出ヲ許可」に改める。
- 第三條 削除。
- 第七條中「所轄警察官署」を「知事」に改める。
- 第八條中「所轄警察官署」を「知事」に改める。
- 第九條中「所轄警察官署」を「知事」に改める。
- 第十一條中「所轄警察官署若クハ巡查駐在所ニ届出臨檢

00940

ヲ受ク」を「市町村長ニ届出ヅ」改める。

- 第十一條中「所轄警察官署」を「知事」に「免許」を「許可」に改め同條但し書中「ヲ記シ所轄警察官署ニ届出某ノ臨檢」を「及獸醫師ノ診斷書ヲ添付シ知事ノ許可」に改める。
- 第十四條中「臨檢」を「當該」に改める。
- 第十五條中「所轄警察官署ニ届出テ臨檢」を「知事ニ届出テ當該官吏ノ立會」に改める。
- 第十七條ノ二中「所轄警察署長」を「知事」に改める。
- 第十八條中「免許證面」を削り同「免許」を「許可」に同「所轄警察官署」を「知事」に同末項「免許」を「許可」に改める。
- 第十九條 削除。

鳥取縣令第百號

大正十四年九月鳥取縣令第三十八號養豚場取締規則を次のように改め昭和二十二年五月三日からこれを施行する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

養豚場取締規則

- 第二條中「所轄警察署」を「知事」に改める。
- 同條末項中「所轄警察官署」を「知事」に改める。
- 第六條中「所轄警察官署」を「知事」に改める。
- 第七條中「所轄警察官署」を「知事」に改める。
- 第九條中「所轄警察署長」を「知事」に改める。
- 第十一條 削除。
- 第十二條 削除。